

## 外来生物法の改正によせて：「附帯決議」への期待と課題

滋賀県立琵琶湖博物館 中井 克樹

外来生物法の改正法が 2022 年 6 月に成立した。改正された内容は大きく 3 点あり、アカミミガメとアメリカザリガニを飼育許可不要で特定外来生物に指定できるようにしたことは、特に注目を集めた。この改正により、両種の流通には大きく制限がかかることとなり、“蛇口を絞る”という点での効果が期待できる一方、両種による生態的被害や自力での分布拡大を防ぐ対策が急務である。また、外来種問題にある程度以上関心のある人たちにとって、「特定外来生物」というと規制が厳しく飼育も禁止されているとの認識が共有されているなかで、「飼育のできる特定外来生物」であることの周知がまだまだ不足しているように感じられる。誤解に基づく放棄が頻発しないよう、飼育個体を野外への放棄などを考えず責任を持って飼育する限りにおいて、これまでのなんの変化もなく飼育が継続できることの周知こそ、積極的に進めるべきであろう。

残る 2 つの改正点のひとつは、ヒアリ対策の強化であり、もうひとつが外来種対策における地方自治体の責務規定の明示である。特に後者は、地方自治体職員の我が身にも重たくのしかかって来ることになった。とはいえ、外来生物法施行後の外来種対策として、国が動いても都道府県がなかなか動けず、市町村はまず動かない状況を、国のリーダーシップの発揮により解決してほしいと、何度となく求めていたことが想定外の形で実現したことでもあり、国に任せるだけでなく、地方行政が果たすべき役割が明示されたことは、大きな前進だと受け止めたい。

ところで、こうした内容を伴ったこのたびの法改正は、中央環境審議会が 2022 年 1 月に行った答申「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」への対応として行われた。残念ながら、この答申のなかで、オオクチバスの保全箇所への密放流の横行やコクチバスの急速な分布拡大などに鑑み、「外来生物法の違法行為の撲滅が求められている」(p. 11) と語気を強めて指摘されていたブラックバス対策に関しては、改正法に具体的対策が盛り込まれることはなかった。しかし、衆議院・参議院における法案審議の過程で追加された附帯決議のひとつとして「特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や、『オオクチバス等に係る防除の指針』等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」とする事項が盛り込まれた。

数ある特定外来生物の中で、オオクチバスとコクチバスは野外水域で生息する状況を求める受益者が存在する点で、際立った特異性を示している。違法行為である密放流の撲滅を目指すのであれば、それを助長する原因となっている野外の生息個体を利用するバス釣りそのものについても、見直す必要があることは間違いない。

なお、コクチバスの分布拡大傾向については、根拠となる「河川環境データベース」のデータが昨年 10 月ごろに更新され、6 巡目調査が完了する 2020 年度分までが公開された。このデータを分析したところ、環境省に提出した根拠資料で用いた、当時公開されていた 2018 年度までのデータに基づく推定値を大幅に超える形で、コクチバスの確認河川水系や調査箇所数が急増していることが明らかとなった。